

九州ブロック行動計画の見直しに関する意見聴取結果

■ご意見聴取結果一覧

No.1

該当箇所	【用語の解説】
意見聴取事項	「災害廃棄物処理支援員制度」「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等を追加したい。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成（意思表示のみ。計 4 件。） ・「災害廃棄物対策指針」の追加も検討されてはどうか。 ・相互に関係することなので、追加すべき。 併せて、それぞれのブロック協議会における立場についても触れるべき。 特に、災害廃棄物処理支援員は、環境省の事業とは言え、他の自治体職員が単身で来る場合が想定され、孤立し、その立場が曖昧になることが危惧される。 ただ、用語として説明するだけでなく、本支援制度の中での立ち位置（互いに補完しあう、協力するなど）の記載をすべきと考える。
対応方針 （昨年度末時点）	追加することとし、別途いただいたご意見も踏まえ検討させていただきます。 【令和 3 年度第 1 回協議会までに改訂】

<p>該当箇所</p>	<p>No.2 (P7)第5章 第1節 3. ブロック内連携体制 No.13 (P21)第5章 第4節 1. 構築する連携体制 図5-4-2 九州ブロック内連携・・・チームの立ち上げ No.14 (P22)図5-4-3 広域連携チーム・支援に関する調整 No.15 (P23)図5-4-4 九州ブロック内連携・体制図 No.16 (P24)表5-4-6 図5-4-4 補足説明 No.17 (P27)第5章 第4節 2. 連携体制構築までの流れ 図5-4-6 発災後の各関係者の対応例(概略)</p>
<p>意見聴取事項</p>	<p>被災県の災害廃棄物担当部局内に「広域連携チーム」を設置する(被災県に非被災県担当者が入る)ことの是非について。</p>
<p>ご意見</p>	<p>【賛成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災県の災害廃棄物担当部局内に「広域連携チーム」を設置する(被災県に非被災県担当者が入る)ことに賛同する。 また、被災県の災害廃棄物担当部局が本庁廃棄物担当課と保健福祉事務所から成り立っている場合は、必要に応じ、担当課・保健福祉事務所の双方へ「広域連携チーム」職員を配置するなど、柔軟な配置体制を検討いただきたい。 ・被災した市町村の情報を県が集約することとなるため、被災県の担当部局に「広域連携チーム」を設置することについて、異論はない。 ・被災県の意向があれば設置してよいと思料。 ・被災県において、県内市町村の被害状況の把握等、情報収集を行うため、「広域連携チーム」を被災県の担当部局に設置した方がよいと考える。 ・令和2年7月豪雨では、被災地が県庁から離れていたことも考慮されたようだが、広域連携チームの主な役割である受援調整を行うのであれば、被災情報や支援に関する情報が集まってくる被災県の災害廃棄物担当部局内に設置することが最適である。ただし、現地にも連絡調整役が必要。 ・県全体が被災し、広域連携チームは一チームしか編成しない場合、県に設置するほかにないと思う(上記以外の場合、被災市町村に設置) ・賛成(意思表示のみ) <p>【反対】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の場合、自県内で被災県支援のための調整業務があるため、被災地入りすることは困難。 <p>【その他】</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広域連携チーム」を他に設置する場合は、どこが想定されるのか、その場合のメリット、デメリットについて検討したい。 ・「九州ブロック行動計画の見直しについて」のうち、1見直しの背景 第3パラグラフにもあるとおり、構成県の練度・熟度が上がっている状況にある中、一元的な情報集約や情報管理、迅速な処理を実行するに当たり、被災県が中心となって責任ある対応をとることが望ましい。 ・「広域連携チーム」の役割は派遣元の支援県との調整が主な役割になることから、必ずしも被災県に入る必要はないと思われる。(被災状況によっては宿泊先の確保等が困難となることも想定される) <p>例えば、以下のような流れでの支援も考えられるのではないかと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連携の中心となる九州地方環境事務所が広域連携チームの取りまとめ役として被災県入り。 ② 支援県は九州地方環境事務所(取りまとめ役)に窓口となる担当者を報告。 ③ 九州地方環境事務所(取りまとめ役)が支援県の担当者を通じて情報の収集・整理・集約を行い、被災県担当者と調整。

	<p>→ご提案のスキームは、「後方支援」に類するものと考えられることから、No.25 の意見聴取結果に包含し、後述の「協議事項の要点」にて整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災県の災害廃棄物担当部局に「広域連携チーム」が設置されることについては賛成ですが、被災地が県庁から離れている場合は、被災地あるいは近隣の市町等に拠点を設けることも検討した方が良いと考えます。 なお、被災県庁内以外（近隣の市町等）に拠点を設ける場合は、表 5-4-6 の②「広域連携チームの受入準備」の関係者に被災自治体（県）だけでなく、被災市町の近隣の市町も含まれることを想定するべきと考えます。 令和 2 年 7 月豪雨については、熊本県の積極的な対応、広域連携チームを設置する県庁と被災地に距離があったこと、環境省本省の対応が迅速であったことから、行動計画の発動を見送ったとある。 行動計画の発動については、具体的な基準がなく、その判断が難しいことは承知しているが、判断が迅速になされない限り、今後も同様の事態となる可能性が高いため、広域連携チーム設置の是非以前に判断基準と意思決定者の明確化が必要。 広域連携チームの役割は情報収集や支援先との調整だが、被災県の業務と重複しており、被害が県域を越えて広域化している傾向を踏まえると、被災県職員をリーダーとするのではなく、九州地方環境事務所職員をリーダーとし、九州ブロック全体の観点から調整を行う役割にシフトしていくべきではないか。 →No.9 の意見聴取結果に包含し、後述の「協議事項の要点」にて整理する。 また、被災県庁内にチームを設置した場合、被災地との物理的な距離により、意思疎通に支障が生じることから、被災地にも広域連携チームとの連絡調整役として、環境省職員等を派遣するか、他の支援枠組みに連絡調整役を依頼する必要がある。 被災県、被災自治体、環境省本省、九州地方環境事務所、総務省対口支援、知事会、九州市長会など、災害時の支援を行う組織が多く、棲み分けができていないように感じる。 しかし、常にプッシュ型支援が来るとも限らない、また、災害直後は他の支援手厚いが、災害廃棄物処理の中盤頃からは他の支援が撤退し、手薄になるなどの恐れもあり、ブロック内連携体制は重要と考える。 災害毎に必要な対応は異なるので、難しいとは思いますが、「いつ」「誰の判断で」「具体的にどの範囲の支援を行うのか」を、簡単に記載すべきだと考える。（災害時でも読めるような簡素なもの。） 特に、他の支援（総務省対口支援と環境省本省対応の支援）との棲み分けや対応が重なる部分が見えると、互いに支援が重複しそうな場合も、調整・協力が行いやすくなるのではないかと考える。 総合的に一番情報が集まるのは被災県であると思うが、県庁所在地と被災自治体が離れている場合、迅速な行動・対応が難しくなることがある。 基本的には被災県での設置でよいとは思いますが、災害の規模、支援の時期、被災自治体の状況によっては、被災自治体に設置することも検討すべき。
<p>対応方針 (昨年度末時点)</p>	<p>被災県の災害廃棄物担当部局内に「広域連携チーム」を設置する（被災県に非被災県担当者が入る）ことを前提に、連携体制構築のあり方を再提示させていただきます。 【令和 3 年度第 2 回協議会までしっかり協議】</p>

No.3

該当箇所	(P10)第5章 第3節 1. 九州ブロックにおけるネットワークの構築 表5-3-1 九州ブロック協議会構成員
意見聴取事項	大牟田市が R2年3月31日をもって廃棄物処理法上の政令市を返上したことにより削除。 ほか、組織名称変更等を反映する。
ご意見	<ul style="list-style-type: none">・ 構成員の組織名称変更等により行動計画の改訂を行う必要がないような構成に出来ないでしょうか。・ 自治体については、県、政令市、中核市を構成員としているため、佐賀県内の市は一市も構成員となっていないが、災害廃棄物処理は市町村の事務であることや、平時・災害時の情報共有・連携を見据えると、最低限、各県一市は構成員を置くべきではないか。
対応方針 (昨年度末時点)	削除することとし、別途いただいたご意見も踏まえ検討させていただきます。 【令和3年度第1回協議会までに改訂】

No.4

該当箇所	(P12)第5章 第3節 3. 想定される支援の内容 表5-3-3 支援内容例(九州地方環境事務所)
意見聴取事項	→ 処理に関する支援内容例について、「国が代行処理を行う場合の、処理に関する事務作業」については、削除を検討したい。 → 代わって、「人的支援」欄に「被災市町村への職員の派遣(被災状況の把握、処理を進めるための助言等)」を追記したい。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除する理由を御教示願いたい ・ 削除の理由は如何。「国が代行処理を行う」ことを想定していないのか、九州地方環境事務所が事務作業を担うことを想定していない(環境省本省が担うなど)のか、「国が代行処理を行う場合」の支援スキームは別途整理しているのか。 →【九州地方環境事務所より3月回答済】「国」が代行処理を行うような災害(東日本大震災クラス)が九州ブロック内で発生した場合、「九州地方環境事務所」ではなく「環境省」が代行処理を行うこととなるため。 ・ 「人的支援」欄への追記につきましては賛成です。しかしながら、「国が代行処理を行う場合の、処理に関する事務作業」の削除につきましては、実際に地方環境事務所が代行処理の事務作業を担うことが難しいという理由から削除されるということですが、事務作業が難しいのであれば、削除するのではなく、例えば代行処理を行う国と被災市町村との連絡調整等の支援内容へ修正することなどはできないでしょうか。 ・ 前段については、災害の規模にもよるが、国が代行処理を行うことも考えられるのではないかと。後段については、意見なし。 ・ 南海トラフクラスでは、国の代行処理も選択肢になると考えられるが、九州地方環境事務所を削除した場合、どこが担当するのか明確にしておくべきではないかと。 <p>令和2年7月豪雨では、本省、他ブロックの地方環境事務所の職員の被災市町村への派遣は、被災市町村にとって大きな支援となったと考えている。</p> <p>九州で災害が発生した際、九州地方環境事務所の業務が多忙となり、支援できるマンパワーも限りがあると思うため、被災市町村ではなく、被災県庁へ職員を派遣し、全体の調整に注力した方が良いのではないかと。(他の地方環境事務所の職員による被災市町村の支援は必要)そのため、「被災県庁等への職員派遣」と追記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が代行処理を行う状況になれば、被災自治体も人的に余力が無いものと考えられる。助言ではなく事務作業従事を残していただきたい。 ・ 賛成 ・ 九州地方環境事務所がそのように判断されるのであれば問題ない。
対応方針 (昨年度末時点)	削除することとし、別途いただいたご意見も踏まえ検討させていただきます。 【令和3年度第1回協議会までに改訂】

No.5～No.8

<p>該当箇所</p>	<p>No.5 (P12)第5章 第3節 3. 想定される支援の内容 表5-3-4 支援内容例(被災県)</p> <p>No.6 (P12)表5-3-5 支援内容例(支援県、市町村ほか)</p> <p>No.7 (P13)表5-3-6 支援内容例(九州地方整備局)</p> <p>No.8 (P13)表5-3-7 支援内容例(産業資源循環協会)</p>
<p>意見聴取事項</p>	<p>物的支援に記載された支援内容例は対応可能か、漏れ等はないか精査いただきたい。</p>
<p>ご意見</p>	<p>被災県</p> <p>【物的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄板、ブルーシート等の資材提供ではなく、調達・手配が適当ではないでしょうか。 ・仮設トイレの提供は、本県では災害廃棄物担当の支援内容ではないのですが、他県はどうでしょうか。 ・物的支援に記載された支援内容例は、例示であって、仮に漏れ等があった場合でも問題はないものとする。 ・以下については県から市町村への直接の支援は困難と思われる。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への重機、作業用車両等の調達・手配 ・鉄板の提供(ブルーシートは備蓄品等の提供が可能な場合あり。) ・仮設トイレの提供 <p>※被災市町村に提供する資材等を県がリース等で調達するのは困難と思われる。なお、仮設トイレについては熊本県環境整備事業協同組合との連携協定に基づく支援について、市町村の支援要請の取りまとめ、組合への要請を行っているが、直接県での調達、提供は行っていない。</p> <p>また、県が主体となることで環境省の災害補助事業対象外となることも直接支援が困難な理由である。</p> <p>【調整に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関係団体等との災害協定等に基づく支援に係る調整」を追加。 <p>※各市町村からの支援要請を取りまとめ、県産業資源循環協会等に支援を要請</p> <p>支援県、市町村ほか</p> <p>【物的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物的支援に記載された支援内容例は、例示であって、仮に漏れ等があった場合でも問題はないものとする。 ・支援県→被災自治体への直接の支援に関しては、人的支援以外は困難。(県は収集運搬車両等の資源を有していない)。支援県が人的支援としてやれることは現場での指揮。 ・本市における現有資機材での対応可能性について見ると、収集運搬車両以外の支援は困難ですが、本表の構成員総体としての見方であれば、例示されていても問題ないと考えます。 ・過去に、収集運搬車両の貸出を行った経験はあるが、その他の資器材等については、備蓄の状況による。 ・「収集運搬車両、重機、作業用車両等の貸し出し」⇒全て対応不可 ・対応不可な資材が多いと考えられるため「(可能であれば)」などの文言を付していただきたい。 ・対応できない(車両や仮設トイレの支援は想定していないため)。 ・鉄板及び予備の重機・作業車両を保有していないため、本市では対応不可。

	<p>【人的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災現場、仮置場での人的支援は、一般廃棄物処理事業者に限定した表記にすべきと考えます。 <p>九州地方整備局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(なし) <p>産業資源循環協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(なし)
<p>対応方針 (昨年度末時点)</p>	<p>支援内容例として列記したものでしたが、いただいたご意見を参考に再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第2回協議会までしっかり協議】</p>

No.6

No.7

No.8

→ No.5へ統合

【その他】	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、体制構築当初においてどのように想定していたのか御教示願いたい。 →【九州地方環境事務所より3月回答済】ブロック行動計画事務局である「九州地方環境事務所」が判断する事で想定していました。 ・令和2年5月に作成された「九州市長会における災害時相互支援プラン」（災害廃棄物処理支援）において、防災部会本部の役割等が示されており、これと関連づけて整理することができないか。
対応方針 （昨年度末時点）	<p>「九州地方環境事務所が判断」「被災県が判断」等、多様なご意見をいただきましたので、いただいたご意見を参考に再提示させていただきます。 【令和3年度第2回協議会までしっかり協議】</p>

No.10

<p>該当箇所</p>	<p>(P15)第5章 第4節 1. 構築する連携体制 表5-4-2 県内での連携による関係者の役割</p>
<p>意見聴取事項</p>	<p>「災害廃棄物処理支援員制度」の利活用、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」に基づく対応について、関係者欄に記載することの是非について。</p>
<p>ご意見</p>	<p>【必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛成（意思表示のみ。計3件。） ・現時点で災害廃棄物処理支援員が需要を満たす程度登録されているのであれば、九州地方環境事務所の役割として支援員のマッチングを記載するのがよいと考えます。 ・関係者欄に記載することは適当 ・災害廃棄物処理支援員制度の利活用については、いくつかのパターンがあるため、ブロック協議会において、どのように利活用するかは明記にすべき。しかし、支援員はそれぞれ登録されている分野があるため「役割」が一定でないこと、必ずしも「県内の職員」が派遣されるかわからないことなどがあるため、記載については配慮が必要と考える。 災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルに基づく対応については、マニュアル自体にブロック協議会の記載があるため、本件にも記載すべきと考える。 <p>【不要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援員の活用については、環境省本省が実施し、自衛隊への支援要請は、被災自治体の廃棄物部局以外からされる可能性が高いため、関係者欄への記載までは複雑になるので、不要と史料。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本行動計画は「ブロック内連携」の在り方に関して定めるものであることから、「県内での連携」については、参考程度の位置づけと考える。（具体的な役割等については、あくまで被災県と国、関係団体等との間で整理すべきものであり、本行動計画で定める事項ではないと考える）
<p>対応方針 (昨年度末時点)</p>	<p>「記載不要」のご意見もいただきましたが、「連携対応マニュアル」における連携が事実上行われていることにも鑑み、「連携対応マニュアル」に基づく対応を記載させていただくことで、記載案も含め再提示させていただきます。 【令和3年度第1回協議会までに改訂】</p>

No.11

該当箇所	(P17)第5章 第4節 1. 構築する連携体制 表5-4-3 ブロック内連携による(チーム立ち上げ前)
意見聴取事項	① 九州地方環境事務所欄に、「被災自治体へ出向いて、被災状況に関する情報や支援が必要な情報等を収集」を追記。 ② 他の関係者においても、対応可能な役割が漏れていないか。
ご意見 【①について】	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成(意思表示のみ。計4件。) ・「・必要に応じて被災自治体へ出向いて～」でもよいのではないか。 ・被災自治体が少ない場合はよいが、多い場合は自ら出向くより事務所内での情報収集、連絡調整に徹した方がよいと考えます。 ・あえて追記せずとも、冒頭部分の「情報の収集」に含まれると解することはできないか。 ・追記に賛成する。しかしながら、出向いて情報収集することに時間を要し、チーム立ち上げのタイミングを逸することがないようにエゾンとして位置付けるなどの工夫が必要。
【②について】	<p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 【②について】 ・災害廃棄物処理支援員のマッチングを追記する。 ・こちらには、「災害廃棄物処理支援員制度」の利活用、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」に基づく対応について、記載しないのか？
対応方針 (昨年度末時点)	追記することとし、別途いただいた意見も踏まえ検討のうえ案を作成し、再提示させていただきます。 【令和3年度第1回協議会までに改訂】

No.12

該当箇所	(P18)第5章 第4節 1. 構築する連携体制 表5-4-4 ブロック内連携による（チーム立ち上げ後）
意見聴取事項	各関係者において、自らの役割として困難な内容や漏れている事項がないか。
ご意見	・被災県欄に「災害時応援協定締結団体と被災市町村との連絡調整」を記載
対応方針 (昨年度末時点)	いただいたご意見も踏まえ、案を作成し再提示させていただきます。 【令和3年度第1回協議会までに改訂】

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

→ No.2へ統合

該当箇所	(P28)第5章 第4節 3. ブロック内連携を行う際の連絡先
意見聴取事項	「各組織において、災害廃棄物処理に関するスペシャリストを平時からリストアップしておき、・・・」の記載については、環境省が策定した「災害廃棄物処理支援員制度」との連携・棲み分け整理が必要ではないか。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援員制度では、毎年の研修に参加可能な即戦力しか支援員として登録されていない場合もあり、甚大な災害があった際の応援要員として、過去の災害廃棄物担当者を把握しておくためにも、リストアップは必要であると思うが、必ずしもスペシャリストである必要はないと思料。 ・県により支援員の登録数に違いが大きいと思われるのでその点を踏まえた記載整理をお願いします。 ・環境省が策定した「災害廃棄物処理支援員制度」との連携・棲み分け整理が必要と考える。 ・整理が必要だと思われるため、事務局にて適当な案を作成いただきたい。 ・スペシャリストとしてリストアップされた人材であれば、支援員として登録可能な人材と思われる。「災害廃棄物処理支援員制度」に一本化し、登録された人材から、本協議会構成自治体の職員をリスト化すればよいのではないか。 ・九州ブロック協議会と環境省における人材バンクがそれぞれリストを作成すると、同じ職員が両方からの要請を受けたときに混乱する恐れがあることから、人材バンクと連携した方が良いと考えます。 ・スペシャリスト＝「災害廃棄物処理支援員制度」の登録者と考える。 各自治体においても、スペシャリストを目指した人材育成が必要と考えるが、担当者＝スペシャリストではない。 広域連携チームにスペシャリストを派遣することも考えられる。 ブロック内連携を行う際の連絡先として、各担当者の連絡先を情報共有しておくことは必要。 ・災害廃棄物処理支援員制度との連携・棲み分けの整理が必要。 ブロック協議会の行動計画として、スペシャリストをリストアップする必要はないのではないか。 ・「災害廃棄物処理支援員制度」との連携・棲み分け整理が必要と考える。 ・「災害廃棄物処理に関するスペシャリスト」が「災害廃棄物処理支援員」と必ずしも一致しないのであれば、棲み分け整理が必要であると考えます。 ・災害廃棄物処理に関するスペシャリストと災害廃棄物処理支援員とではどのような違いがあるのかをしっかりと整理すべき。 もし、災害廃棄物処理に関するスペシャリストと災害廃棄物処理支援員とで重複する場合は、災害廃棄物処理支援員のリストを応用することも可などとし、二重にリスト作成をする必要がないよう考慮していただけると事務が煩雑にならず助かる。
対応方針 (昨年度末時点)	<p>いただいたご意見も踏まえ、案を作成し再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第1回協議会までに改訂】</p>

No.19

該当箇所	(P29)第5章 第4節 4. ブロック内連携以外の支援の動き 表5-4-8 九州ブロック内災害時支援協定
意見聴取事項	漏れ等がないかも含め確認し、必要に応じ時点修正を行う。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時点修正がやりやすいような形式で記載した方がよいのでは。 ・ (協定ではありませんが念のため記入しております) 「九州市長会防災部会における災害時相互支援プラン」 平成29年5月11日策定(令和2年5月19日改正) ・ 常に最新の情報にしておくことが必要と考える。 ちなみに、「九州九都市災害時相互応援に関する協定」は、「九州市長会における災害時相互支援プラン」(平成29年5月)の策定により、消滅していると思われる。 ・ 「九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」と「九州市長会における災害時相互支援プラン」を表5-4-8に追記してほしい。 ①九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定(平成29年6月1日、北九州市、熊本市、福岡市) ②九州市長会における災害時相互支援プラン(令和2年5月19日(改正)、九州市長会構成市(119市)) ・ 賛成(意思表示のみ。) ・ 時点修正を行っていただきたい。 併せて、各協定の簡単な支援内容(物資支援、人的支援、処理支援など)の列を追加し、記載しておけば、互いの棲み分け、協働が行いやすいのではないかと考える。
対応方針 (昨年度末時点)	<p>いただいたご意見も踏まえ、案を作成し再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第1回協議会までに改訂】</p>

No.20

該当箇所	(P30)第5章 第5節 情報の一元化及び共有 表5-5-1 広域連携チームに集約すべき主な情報例
意見聴取事項	被災市町村が集約する情報、被災県（広域連携チーム）が行う情報収集先については、被災市町村が機能しない場合の補完方法も併記する必要はないか。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県（広域連携チーム）の情報収集先欄に、『必要に応じて現地での情報収集』を追記してはいかがか。 ・集約する情報について発災直後からタイムラインで図示できないでしょうか。その上で、どこが補完可能か検討してみても。 ・被災市町村が機能しない場合の補完方法も併記する必要があると考える。 ・事務局意見は適当なものと思料。事務局にて案を作成いただきたい。 ・被災市町村が機能しない場合は、被災市町村入りした機関が得た情報を広域連携チームに集約化して、その中から共有すべき情報を関係機関に流してはどうか。 ・災害の発生場所や規模によっては被災市町村が機能しない場合もあるため、被災県（広域連携チーム）による情報収集等の支援や補完方法の記述は必要と考えます。 ・被災市町村が機能しない場合、被災県の担当部署及び近隣市町村が積極的な情報収集に努める必要があると考える。 ・被災市町村が機能しない場合も想定されるが、発災当初にそれを完全に補完することは困難であると思われる。 マニュアルには、受援側の情報が十分に収集できる状況にない場合、支援側の情報のみを提示するとの記載もあるため、このままの記載で良いと考える。 なお、被災市町村にも広域連携チームとの連絡調整役として、環境省職員等を派遣するか、他の支援枠組みに連絡調整役を依頼する必要があると考える。 ・具体的な補完方法について提案はないが、併記されていた方が望ましい。 ・被災市町村が機能しない場合の補完方法も併記する必要がある。 ・被災自治体が機能しない場合の補完方法の併記は必要であると考えます。 また、広域的に被災した場合、複数の自治体が機能しないことも考えられる。 その場合の補完方法（被災県内の近隣市町村が補完するのか、ブロック内の他県が補完するのかなど）についても、ある程度決めておいた方が対応がスムーズになるのではないかと考える。
対応方針 (昨年度末時点)	<p>多様なご意見をいただきましたので、いただいたご意見を参考に、案を作成のうえ再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第2回協議会までしっかり協議】</p>

No.21

該当箇所	(P34)第5章 第6節 災害廃棄物の運搬ルート・運搬手段等の確保方針 3. 船舶による運搬
意見聴取事項	令和2年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務において把握された課題等について反映させる必要がある。
ご意見	<ul style="list-style-type: none">・まず、事務局にて適当な案を作成いただきたい。・賛成（意思表示のみ。計4件。）・行動計画に反映させることについては、異論なし。 災害時の処理体制について、どこまで明記できるのか検討が必要。
対応方針 (昨年度末時点)	いただいたご意見も踏まえ、案を作成し再提示させていただきます。 【令和3年度第1回協議会までに改訂】

No.22

該当箇所	(P37)第5章 第8節 他地域ブロックとの連携
意見聴取事項	1. 受援時、2. 支援時について、現在の記載のままでよいか。
ご意見	<ul style="list-style-type: none">・賛成（意思表示のみ。計4件。）・1) の記載は不要では。・他地域ブロックの行動計画の内容がわからないが、ブロック間の調整については、各ブロックの地方環境事務所で行っていただきたい。
対応方針 (昨年度末時点)	いただいたご意見も踏まえ、案を作成し再提示させていただきます。 【令和3年度第1回協議会までに改訂】

No.23

該当箇所	(P39)第5章 第9節 広域連携に当たっての教訓・課題
意見聴取事項	追加記載の必要がないか検討し、必要に応じ時点修正。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画としてこの節の記載は不要ではないかと思えます。 ・まず、事務局にて適当な案を作成いただきたい。 ・「表 5-4-2」に「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」に基づく対応について関係者欄に記載するのであれば、38 ページの表「国が公表している資料等に記載されている内容」にも当該マニュアルについて追記が必要と考えます。 ・令和2年7月豪雨の際の対応状況。その他ブロック内連携を行ったものの記載。 ・【資料集】資料7において平成28年度自治体ヒアリング結果として熊本地震への対応と教訓、課題等）が記載されているが、令和2年7月豪雨においてもヒアリングを行い、記載すべき。 ・賛成（意思表示のみ。） ・広域連携チームを設立してみないとわからない部分も多い。まずは、「設立」に関する一定の判断基準を策定してはどうか。 リモート支援等については、被災市町村が設備を準備できない場合には受援県や周辺自治体が準備を行うなど、支援にかかる必要な設備の有無についても各県での把握が必要ではないか。
対応方針 (昨年度末時点)	<p>多様なご意見をいただきましたので、いただいたご意見を参考に、案を作成のうえ再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第2回協議会までしっかり協議】</p>

該当箇所	行動計画の改訂に準じて、行動計画を具体的に実践するための「マニュアル（令和2年3月改訂）」も改訂について検討
意見聴取事項	「マニュアル（令和2年3月改訂）」については、報告書資料編の中に埋もれている感も否めないことから、連携構築に必要な様式も含めて再整理が必要ではないか。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・必要と思料。 ・マニュアルとして独立させ、発災後はマニュアルのみで対応できるよう内容を充実して行動計画との二本立てを図るべき。 ・賛同する。 ・まず、事務局にて適当な案を作成いただきたい ・行動計画に整理が必要な事項があることから、行動計画の見直し作業後、改訂した行動計画に基づきマニュアルを整備すべきと考える。 ・現在のマニュアルは資料編の中に埋もれていると感じます。マニュアルは資料編の中に入れるのではなく、独立したものにすべきと考えます。 また、様式に関しては、第12回協議会資料4-4の6ページにある近畿ブロック協議会作成の「受援・応援回答書」のようなものがあれば、必要な情報が揃えられると考えます。 ・なるべく簡潔に、資料や様式の作成に時間がかかると、被災自治体への過度な負担となる。 マニュアルの改訂、様式等、整理できるのであれば、お願いしたい。 ・災害廃棄物処理支援員制度が創設されるなど行動計画策定時から状況が変わっているため、まずは、災害廃棄物処理支援員制度との連携・棲み分けを整理するとともに、行動計画をどのようにしていくのかをしっかりと決めることが先決であると考える。 広域連携チームが具体的にどのような業務をどのように進めていけばいいのかがわかる具体的なマニュアルが必要だと考える。 ・行動計画の改訂に伴い、マニュアルについても修正される部分が当然発生すると思われる。様式については、これまで情報伝達訓練等で使用したもの等を整理して掲載されることになるのでは？ ・100ページ以上ある資料編の後半の一部分となっており、埋もれている感もあることから、再整理が必要であると考える。 ・必要と感じる。特に、発災時においては、分厚い資料は読むことが困難である。また、被災直後は、概要や定義よりも、行動フローが重要である。 発災時に様々なことを判断するのは難しい。判断のかかるところにおける具体的な例示（〇〇の時は広域連携チームを立ち上げる、××の際は他県に支援を求めることが望ましいなど）を挙げた対応マニュアルの作成を要望する。
対応方針 (昨年度末時点)	<p>必要というご意見を多数いただきましたので、案を作成のうえ再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第2回協議会までしっかり協議】</p>

No.25

該当箇所	後方支援体制についても、行動計画（マニュアル）への反映を検討
意見聴取事項	災害廃棄物処理への支援は現地に入った中で行われる対応ばかりではないことでもあることから、今後の大規模災害時のリスクも念頭において、また、オンライン協議も現実的に行っていることから、リモート支援のあり方も検討しておくことも必要ではないか。
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・リモート支援のあり方の検討は必要。 ・令和2年7月豪雨災害の際、本省からリエゾンが来られて助かったが、九州ブロックの行動計画からするとやや違和感があったのも事実。 この対応が恒常的なものとするかどうかで、支援体制が変わるのではないかと思います。 ・被災規模や被災自治体側の状況（リモート対応ができる状態であるか等）を考慮した上で、現地支援・リモート支援を併用いただきたい。 ・リモート支援、オンライン会議を利用した情報共有等について検討する必要があるものと思料。 ・マニュアル等でリモートでの支援の際の流れを整理するとよいのではないか。 なお、リモート支援については、自治体によって通信環境（利用可能なアプリケーションの制限等）が異なるため、それを踏まえて整備する必要があると考える。 ・リモート支援等の後方支援体制をマニュアルに反映させることに賛成します。 ・リモート支援での対応も検討することは必要である。 しかしながら、通信機器の整合性であるとか、大規模災害時での、リモート支援は難しいと思われる。今後、経験を積んでいくことが必要と感じる。 ・リモート支援のあり方を検討することも必要だと考える。 ・意見なし（検討しておくことも必要である） ・指摘のとおり、支援は現地で行われる対応ばかりではないこと、また、移動に時間を要することなどから、リモート支援が迅速でよい場合もあると考える。 リモート支援については、支援側も受援側も一定の設備と機器操作に関しての知識が必要となることから、在り方の検討も必要ではあるが、リモート支援の訓練も必要と考える。
対応方針 （昨年度末時点）	<p>必要というご意見を多数いただきましたので、案を作成のうえ再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第2回協議会までしっかり協議】</p>

該当箇所	その他、検討すべきと思われる事項、連携方法に関するご意見等
意見聴取事項	-
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・非被災県から被災県へ職員を派遣したり、物資を支援する場合の、要請ルート（ブロック協議会、九州知事会等）の整理が必要。 また、職員を派遣した場合の、旅費、滞在費等をどこが負担するかの整理も必要ではないか。 ・仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・運搬状況等毎日情報を更新しなければならぬ内容を様式に定め、被災市町村からの報告を情報共有するのがよいかと思います。 実際、令和2年7月豪雨災害では、毎日、市町へ電話で聞き取りをして取りまとめ本省へ報告するのが大変でした。 ・輻輳する災害現場（本部）に国・他県等の職員を派遣して情報収集に当たる旧来型のスタイルから、オンライン・リモート支援を軸に据えた資機材整備や訓練に移行する必要があるか早急に検討いただきたい。 ・「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」など、本協議会とメンバーが重複する協定等における支援との整理が必要。 被災県に必要なものは <ul style="list-style-type: none"> ①被災県がなんでも聞けるアドバイザー（TELでも可） ②受け入れられる焼却場（量と搬入する車の大きさ）、出せるパッカー車の情報 と考える。コロナ禍において、支援できるのは上記のようなことではないか ・行動計画第5章第1節「4. ブロック連携によって処理を行う廃棄物の種類」（8ページ）について 当該項目の後半において、市町村を越えて処理を行う場合に適用できる廃棄物処理法第15条の2の5の規定に関する記載がありますが、例えば、畳や石こうボードの処理についてはこの規定が適用できないので「廃棄物処理法第15条の2の5等」というような表記に修正するなど、他の特例規定を含めた記載が必要と考えます。ご検討願います。（第9条の3の3など） ・行動計画資料編の資料2（2ページ）について 各構成員の自治体において災害を想定している資料が掲載されておりますが、本市におきまして令和2年3月に「災害廃棄物処理計画」を策定いたしましたので、現在掲載されている「地域防災計画」の欄を修正していただけないでしょうか。 ・災害廃棄物処理支援員制度との関係 災害廃棄物処理支援員制度は、被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について協議検討を行うとされているが、ブロック協議会の事務局業務、広域連携チームへの職員派遣などがある中、九州地方環境事務所はそれらをあわせて行うことができる体制なのか。
対応方針 （昨年度末時点）	<p>必要というご意見を多数いただきましたので、案を作成のうえ再提示させていただきます。</p> <p>【令和3年度第2回協議会までしっかり協議】</p>